情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第46回)議事概要

日 時 令和2年7月7日(火)16:00~17:10

場 所 web 会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、内田委員、関口委員、高橋委員、

西村 (暢)委員、西村 (真)委員、森川委員、山下委員

事 務 局 竹村電気通信事業部長、山碕事業政策課長、

(総務省) 大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、

田中料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

(1) IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 報告書案について

○ 事務局から報告書案について説明を行い、意見交換を行った。本会合において出された意見に基づき修正の上、電気通信事業政策部会へ報告することとなった。

【発言】

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 報告書案について

〇内田委員

報告書案の内容全体に関しては、この委員会で議論されてきた模様を忠実に書き下しており、適切にまとめてられていると思う。

中身についての意見という観点では、私自身は、現実のネットワークの構成に即した制度 設計が行われるべきということを、基本的なスタンスとして持っているので、例えば、「5. 2 事業者間の公平性の確保」で書かれている論理展開には納得感がある。

一方で、「5.1 ユーザ料金の低廉化」に関しては、49ページで「ユーザ料金の低廉化が進まない要因の1つが、接続料の高止まりにあるという問題意識から」とあるが、この論理展開は納得感があまりないというのが正直なところ。

36、37ページも、例えば36ページの「5.1.3 ユーザ料金の低廉化」の「(ユーザ料金と音声接続料)」は、競争事業者の存在について記載されており、ユーザ料金と音声接続料の話になっていないような気がする。また、37ページに「(ユーザ料金の低廉化)」とあるが、いきなり「通話料金の高止まりは、いくつかの要因が考えられるところ、・・・接続料の水準が高止まりしていることが1つの要因になっている」と書かれており、唐突感があるので、もう少し補強されるとよいと思う。

また、ユーザ料金の低廉化と公平性の確保という2点の問題意識があり、先にユーザ料金の低廉化が記載されているが、どちらかというと公平性の確保が主の問題意識であり、そこからユーザ料金の低廉化の話が発生するものと思っている。章立てとして、ユーザ料金の低廉化が先に来ているので、論理的につながらないと思った。

〇事務局

報告書案ではどちらかを先に記載しなければならない関係で、ユーザ料金の低廉化を先に記載しているが、現状課題としては並列の関係にあると思っている。例えば、20ページの中間報告の要旨のところでは、現状課題として、ユーザ料金の低廉化と事業者間の公平性の確保を並べて記載している。

5.1と5.2の記載の仕方については、改めて事務局内で検討させていただきたい。

〇内田委員

20ページの図は非常によいと思っている。

〇佐藤委員

一部答申に関しては、これまでの議論に基づき整理されていると思うので、これで結構だ と思う。

コメントとして、減設については、少しずつ議論しながら理解を深めてきているところで、 個人的にはもう少し議論を詰めていきたいと思っている。

着信接続料規制については、着信ボトルネックに基づく着信接続料の在り方の検討を進めることになったと理解。これから後半に向けて、コスティング・プライシングについて、どのような形で作っていくか議論を深める必要があると思っている。

やはり政策を変える、競争ルールを変えるということになるので、消費者や市場へのインパクトをどう考えるかは大事だと思う。政策の効果について、何を期待するのか、あるいは政策を変えた後、何が実現できているのかを検証することが必要。ユーザ料金がどのような形で本当に下がっていくのか、市場で競争が促進されるのか、競争が活性化していくのかということが実現可能な形で、政策の議論をしていくことが必要だと思う。

〇関口委員

私もこの報告書案は基本的に支持したい。内田委員御指摘のように、ユーザ料金についての分析は、少し接続料との関係の結びつきの説明が弱い気がする。

ただ、ユーザ料金と接続料との関係について、詳細の議論はスタックテスト以上にはしてこなかったし、モバイルでは、従量制の音声料金はこの10年以上下がらなかったこともあり、音声接続料金の水準とユーザ料金とが相当の乖離を生じてしまった。接続料水準を下げることが、どのようにユーザ料金にまでたどり着くのかについては、もう少し文章を丁寧に記載するのがよいのではないかという印象を受けた。

pureLRICの採用について、ヨーロッパを中心としてpureLRICの制度は、 十分こなれた制度として成立しているが、日本では、35ページの表のとおり、固定費の一部をLRICに含め、平均費用を回収する制度設計をしてきたという経緯がある。pureLRICに変更することについて、今回変更を求めることになるが、そもそも携帯事業では、ネットワークコスト+営業費用の一部を、固定費を含めて全てを接続料で回収するような考え方であり、固定費を接続料から除外するという発想そのものが、今回初めてのケースとなる。53ページの参考資料にあるように、この変更が与える影響は、事業者によって多少度合いが変わってくるということも含め、各事業者に理解をいただくという作業が必要になると思う。ちなみに、53ページは「適正原価」ではないか。

いずれにしても、pureLRICの考え方で、自社負担の増加部分がここに出てくるという53ページの説明はこれでよいが、ここについての事業者の理解をいただくという作業が必要になってくるという印象を受けた。

〇高橋委員

私もこの案の方針に賛成。ユーザ料金が高止まりしているという現実があり、そこにどうアプローチしていくかということでいけば、音声の着信接続料などの規制をうまく作り、それが、交渉コストなどが安くなるような形で、競争を促す触媒になればと思う。

ただ、ユーザ料金の高止まりと接続料の問題がどのように絡んでくるのかについて、もう 少し理論武装が必要で、ロジックの道筋を立てることが必要と思った。

〇西村(暢)委員

まず、報告書案全体については、議論の出発点と理解しているので、支持する。

中身に関しては、今後の検討事項が極めて多いという印象だが、第5章において、ここまで進んで、ここからが検討という範囲が明確化されていると理解している。

これまで先生方から御指摘があったとおり、ユーザ料金の低廉化に関しては、36から38ページのユーザ料金と音声接続料の関係について、やはり接続料のみならず、市場構造やサービス提供の安定化・維持という様々な要因が働いてくるという指摘もあるので、この点の詳細な書きぶりは御検討いただく必要があるかと思う。

第3章については、忠実に委員会での話をまとめていただき、感謝する。特に19ページに、最後、総務省が責任を持って認可プロセスの中で確認するということも記載いただいたので、ぜひ総務省で対応をお願いしたいと思うとともに、やはり、佐藤委員も御指摘されたとおり、今後の検証に生かすような形での認可プロセスの確認を実施していただければと思う。

〇西村(真)委員

新しい規制を入れていくということで、今後ますます丁寧で具体的な議論をしていくのだろうなと期待している。

8ページと30ページにほぼ同じグラフが採用されており、違和感があった。特に30ページの方は、ユーザ料金の説明をしているところで、加入者数が必要なのか納得できなかった。他の委員からも御指摘があったように、30ページのところでがらっと変わっている印象がある。音声接続料を1つの要因として挙げているが、他の要因を挙げた上で、この影響が一番大きいといったような、議論の対象を絞る理由があると、納得感が増すと思う。

〇事務局

8ページの契約数の推移は、NTT東日本・西日本における固定電話の契約数。対して、30ページの契約数は、固定電話市場全体の契約数の推移。その辺りについて、分かりやすく本文中に補足させていただければと思う。

〇森川委員

移行過程、移行後ともに報告書案は結構だと思う。

今後、特に移行後の着信接続料規制を考えていくに当たって、報告書案にも記載されていたが、コスティング等様々なことを考えていかなければならない。その中でも、特に携帯ではソフトウエア化が進んでいくので、コスティングは思った以上に悩ましいものになっていくと思う。そのため、様々な知見を取り入れながら、あまり複雑なものにはしないように考えていかないといけないと思う。

市場にどのように影響を与えていくのかも踏まえながら、エビデンスベースで着実にやっていければと思う。

〇山下委員

移行過程については、全体として、この報告書の原案で結構かと思う。

感想を申し上げると、移行過程についてはこのままで十分結構だが、これから4年間移行期間がある。この分野は技術進歩も非常に早く、市場環境の変化も早いので、19ページにあるように、総務省が適正性を随時確認し、必要な修正が生じたら、修正いただくことが大事ではないかと思った。

移行後については、ユーザ料金と接続料との相関がないのではないか、つながりが悪いのではないかという他の委員の方々のご指摘は、確かにそうかもしれないが、今回の議論の中で、相関はないかもしれないが、ともに諸外国よりも非常に高い水準にあることがわかった。また、これは、人件費が高い、電気代が高いといった要素を超えるくらいの水準の高さである。たとえユーザ料金と接続料の間に相関がないとしても、両方に影響を与えているような、他の国とは異なる、構造的な要因などがあるのではないかということを疑わざるを得ないし、それが明らかになったことは大きな収穫ではないかと思う。

移行後については、ユーザ料金の低廉化と公平性の確保について謳われているが、今後は、 適正性や透明性という観点も入れて考えていくのがよいのではないかと思う。

本来、適正な原価が回収できる接続料が設定されれば問題ないところ、それがわからないとのこと。ミラーではなく各事業者が計算すればよいのではないかと言ったが、計算が大変だということだった。そうであれば、透明性の確保も難しいということになると思うので、適正性、透明性を確保できるような、将来的な接続料の考え方が、今後示されていくことが大事ではないかと思った。

○事務局

今後の検討事項等のところで、ただいま御指摘いただいた適正性、透明性の観点も、追記の修正をさせていただければと思う。

〇相田主査

37ページの一番下の段落の書きぶりについても、今の山下先生の御指摘を踏まえて、見直していただいたほうがよいのかと思う。

〇相田主査

書かれている内容については、これまでの委員会での議論に沿ったものと思う。

ただ、やはり報告書としての組み方がいまいち。第2章にファクトデータがあり、第4章 関係のファクトデータは第4章の2、第4章の5にあり、同じようなグラフ・図が何回か出 てくる。

先ほど御指摘があった30ページのグラフもそうだし、23ページのグラフなども、グラフを見て何のグラフか記載されていない。キャプションは確実に付けていただき、また、純粋なファクトデータは、まとめていただいたほうがよいかと思う。

その一方で、例えば38ページや44ページで、「必要となると考えられる」という記述が散見されるが、本来ならば「6.考え方」に記載すべきではないか。その辺りについて、きちんと区分けができていないと感じた。

関連して、「4.主な意見」に主な意見が書かれているが、これは「5.音声通信市場の現状と課題」のファクトデータや分析を踏まえた意見もあり、その点でも、報告書としての流れがいま一つ。

ファクトデータをまとめることと、「5. 音声通信市場の現状と課題」で考え方が記載されている部分は、「6. 考え方」にまとめていただくのがよいのではないかと思う。

○事務局

修正させていただこうと思う。

以上